

岐阜保健大学大学院 学則（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本学大学院は、人間環境に関する該博な知識と深い理解力を備え、すぐれた見識をもって、人類と国家社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 前条の目的を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。

第2章 研究科、専攻、学生定員、研究指導分野及び修業年限

（研究科）

第3条 本学大学院に、次の研究科を置く。

1 看護学研究科

（学生定員及び専攻）

第4条 岐阜保健大学大学院看護学研究科に修士課程を置く。

入学定員 13名

収容定員 26名

①看護学研究コース 4名

②保健師コース（保健師国家試験受験資格取得）5名

③助産師コース（助産師国家試験受験資格取得）4名

（修業年限）

第5条 本学大学院の修業年限は次の通りとする。

1 看護学修士課程 2年

（在学期間）

第6条 在学期間は、修士課程は4年までとし、これを超えることはできない。

2 優れた研究業績をあげた者については、大学院修士課程では1年以上在籍し審査に合格すれば課程修了と学位授与を認める。

第3章 学年、学期及び休業日

（学年）

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次の通りとする。

- 1) 日曜日
- 2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 3) 学園創立記念日 11月3日
春季、夏季および冬季休業に関しては、別に定める本学の学年歴による。
- 2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。
- 4 必要がある場合には、休業日であっても講義、実習等を行うことができる。

第4章 入学、編入学及び転入学

(入学、編入学及び転入学)

第10条 入学者の選抜方法は、研究科委員会で定める。

第11条 入学者の決定は研究科委員会で行う。

(入学時期)

第12条 入学、編入学及び転入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 特別の事情のある時は、後期からの入学を認めることがある。
- 3 前項の適用を受ける者は、優秀な研究業績がある者および、海外帰国生徒及び外国人留学生とする。

(入学資格)

第13条 本研究科の修士課程に入学できるものは、次の各号の一に該当するものとする

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において所定の単位を優れた成績を持って修得したものと認めた者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(編入学)

第 14 条 本大学に編入学を希望する者については、選考の上、これを許可することがある。
この場合、現に他の大学院に在籍する者についてはその学長の許可を得ていなければならない。

(転入学)

第 15 条 他の大学院から本学に転入学を志願する者があるときは、優秀な研究業績がある者について、選考の上、研究科委員会の議を経て、転入学を許可することがある。

(出願)

第 16 条 本学に入学、編入学及び転入学しようとする者は、別に定めるところにより、入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(選考)

第 17 条 入学、編入学及び転入学の志願者に対して、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学許可)

第 18 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定期日までに、別に定める所定の書類を提出し、所定の入学金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に、入学、編入学及び転入学を許可する。

3 学長は、前項の規定にかかわらず、別に定めるような特別の事由のある者については、入学金を免除することがある。

(編入学者等の修業年限)

第 19 条 編入学及び転入学許可された者の修業年限及び在学期間については法令の定めるもののほか、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

第 5 章 休学、復学、留学、転学、退学、再入学、除籍及び復籍

(休学)

第 20 条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため、引き続き 2 月以上修学することができないときは休学願を学長に提出し、その許可を得て休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第 21 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は、通算して 3 年をこえることができない。

3 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第 22 条 学生は、休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学者の復学の場合には、医師の診断書を添付しなければならない。

(留学)

第 23 条 一定期間以上外国の大学の大学院に留学を希望する者については、研究科委員会の議を経て、許可することがある。

- 2 留学期間は、1 年以内とする。ただし特別の理由のあるときは、許可を経て、さらに 1 年以内に限り、その期間を延長することができる。
- 3 前項の留学期間は休学の取り扱いをしないものとする。
- 4 留学期間は在学期間に算入することが出来る。
- 5 前 4 項に定めるもののほか、留学に関して必要な事項は別に定める。

(転学)

第 24 条 他の大学院に転入学をしようとする者は、転学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第 25 条 退学しようとする者は、退学願を学長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第 26 条 退学した者が、再び入学を希望するときは、研究科委員会の議を経て再入学することができる。

- 2 再入学に関する規程は、別途定める。

(除籍)

第 27 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する大学院生に対して、研究科委員会の議を経て除籍することができる。

- ・ 授業料の納付を怠り、督促を受けても納入しない者
- ・ 2 年の休学期間を経過した者
- ・ 修士課程では 4 年の在学期間を経過した者
- ・ 死亡した者及び長期間行方不明の者

(復籍)

第 28 条 除籍となった者が、復籍を希望するときは、研究科委員会の議を経て復籍することができる。

- 2 復籍に関する規程は、別途定める。

第 6 章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第 29 条 授業科目は、開講対象により次のように区分する

- ・ 講義科目
- ・ 演習及び実習科目

- 2 前項のそれぞれの授業科目、単位数及び履修方法については別に定める。

第 7 章 社会人学生

(社会人学生)

第 30 条 第 13 条又は第 14 条に規定する資格を有する者であって、一定の年数、社会における経験を有する者が、本学大学院に入学あるいは編入学を志願する時には、選考の上、社会人学生として入学あるいは編入学を許可することがある。

2 社会人学生に関して必要な事項は別に定める。

第 8 章 課程修了

(課程の修了要件)

第 31 条 修士の修了要件では、①二年以上の在学(優秀な学生は一年以上)、②30 単位以上の修得の他、③修士論文又は特定課題の研究成果を提出したもの。

第 9 章 学位授与

(学位の授与)

第 32 条 学位は、第 31 条に定める課程を修了したものに、岐阜保健大学大学院学位規程の定めるところにより学長が修士の学位を授与する。

2 修士の学位記の授与は、毎年 3 月および 9 月とする。

第 11 章 修士論文の審査および最終試験

(論文計画)

第 33 条 修士の学位論文(以下「修士論文」という。)は、修士課程に 2 年以上在学し、研究科で定められた所定の単位を修得した者が、あらかじめ作成した論文計画に従って提出するものとする。

2 論文計画は、修士論文提出期限の少なくとも 3 か月前までに、指導教授の承認を得て提出しなければならない。

(提出)

第 34 条 修士論文は、あらかじめ定められた日時までに、大学院研究科委員会に提出しなければならない。

(審査)

第 35 条 修士論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員によってこれを行う。

2 審査委員は、指導教授を主査とし、当該論文に関係のある授業科目担任の教授 1 名以上を加えるものとする。ただし、必要あるときは、准教授をもってこれに代えることができる。

3 審査委員は、審査の結果を研究科委員会に報告するものとする。

(最終試験)

第 36 条 修士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究結果を確認する目的をもって、前条の審査委員が修士論文を中心とし、試問の方法によって行う。

2 試問は口頭による。ただし、筆答試問を併せ行うことができる。

3 最終試験の日時は、研究科委員会において決定する。

(合格)

第 37 条 修士論文は、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力、または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を示すに足るものをもって合格とする。

(委員会の承認)

第 38 条 修士論文の審査および最終試験の結果は、研究科委員会の承認を得なければならない。

2 前項の研究科委員会の議決は、構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を必要とする。

(課題研究報告書)

第 39 条 社会人等の場合、特定の課題についての研究成果を課題研究報告書にまとめ、これを修士論文に代えることができる。

2 課題研究報告書の提出、審査、最終試験等については前条までの定めによるものとする。

(学長への報告)

第 40 条 研究科長は、合格者の氏名、修士論文の審査および最終試験の結果を速やかに学長に報告するものとする。ただし、不合格者については、その氏名のみを報告するものとする。

第 11 章 研究生及び科目等履修生

(研究生)

第 41 条 本学において、特定の専門事項の研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第 42 条 本学大学院生以外の者で、本学大学院所定の授業科目のうち、一又は複数の授業科目を選んで履修を希望する者がある時は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、履修の規程を準用する。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第 1 2 章 賞罰

(表彰)

第 43 条 大学院生として表彰に値する行為があったときは、学長は研究科委員会の議を経て表彰することができる。

(罰則)

第 44 条 本学大学院の定める規則に違反し、又は大学院生としての本分に反する行為があったときは、学長は研究科委員会の議を経て懲戒する。

- 2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する大学院生に対して行う。
 - ・ 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - ・ 正当な理由がなくて出席常でない者
 - ・ 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 1 3 章 教職員組織

(教職員組織)

第 45 条 本学大学院には、教育研究上必要な教員を置くものとする。

- 2 本学大学院の教員は、本学学部の教員がこれを兼ねることができる。
- 3 本学大学院に研究科長・副研究科長を置く。

第 1 4 章 研究科委員会

(研究科委員会)

第 46 条 本学大学院に、大学院の教育研究上の重要な事項を審議するため、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、原則として本研究科の研究指導担当の全教員をもって構成される。
- 3 研究科委員会に関して必要な事項は別に定める。

第 1 5 章 附属図書館

(附属図書館)

第 47 条 本学大学院は、本学の附属図書館を共用する。

第 1 6 章 施設

(シミュレーションセンター)

第 48 条 本学大学院は、本学附属のシミュレーションセンターを共同利用する。
(研究センター)

第 49 条 本学大学院は、本学附属の研究センターを共同利用する。

(厚生施設)

第 50 条 本学大学院は、本学の医務室、学生ホール等の厚生施設を共用する。

第 17 章 生涯教育

(公開講座)

第 51 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 18 章 入学検定料、入学金及び授業料

(授業料等の金額及び納付の時期)

第 52 条 本学大学院の入学検定料、入学金、授業料の金額及び納付の時期は別に定めるところによる。

(復学した場合の授業料)

第 53 条 前期又は後期中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(退学又は停学の場合の授業料)

第 54 条 前期又は後期中途で退学、又は除籍された者の当該学期分の授業料は納付しなければならない。

2 停学期間中の授業料は納付しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第 55 条 休学を許可された者については、休学期間の授業料を免除する。

(研究生、科目等履修生の授業料等)

第 56 条 研究生及び科目等履修生の授業料等は、別に定めるところによる。

(納付した授業料等)

第 57 条 既納の入学検定料及び入学金は返還しない。

2 既納の授業料は原則として返還しない。

附則 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日からこれを施行する。

大学院研究科委員会の運営に関する規程（案）

（準拠）

第1条 この規程は、岐阜保健大学大学院学則第46条の規定に基づき、研究科委員会の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（研究科委員会の組織）

第2条 研究科委員会は、当該研究科の研究指導を担当する専任教員をもって組織し、それを1号委員と称する。

2 研究科長は、研究科委員会の了解を得て、当該研究科の授業科目を担当する専任教員を研究科委員会の2号委員として加えることができる。

3 第11条2による事務局を加える。

（研究科委員会の審議事項）

第3条 研究科委員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 研究科に関する学則及びその他関係諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 大学院担当教員の人事に関する事項
- (3) 大学院の教育、研究及びその他学生の修学に関する事項
- (4) 学位論文の審査及び最終試験に関する事項
- (5) 学生の入学、休学、退学、除籍、再入学、留学及び課程修了に関する事項
- (6) 学生の奨学及び賞罰に関する事項
- (7) その他、当該研究科に関する事項

（研究科長候補者の選考）

第4条 学長は、次号のいずれかに該当する場合、研究科長候補者を選考する。

- (1) 研究科長の任期が満了したとき
- (2) 研究科長が辞任したとき
- (3) 研究科長が欠員になったとき

2 学長は研究科長の選考にあたって、当該研究科委員の意向を聴取するものとする。

（研究科長の資格）

第5条 研究科長は本学大学院教員の資格を有し、人格高潔で学識に優れ、かつ教育行政に関して識見を有する者である。

（研究科長の任命）

第6条 研究科長の任命は、理事会の議を経て理事長が行う。

（研究科長の任期）

第7条 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第4条(2)号及び同(3)号により任命された研究科長の任期は、前研究科長の残任期間とする。

（研究科委員会の招集）

第8条 研究科委員会は、研究科長が招集し、議長となる。ただし、研究科長に事故があ

る場合には、研究科長の指名した委員がその職務を代理する。

2 研究科委員会は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(研究科委員会の定足数)

第9条 研究科委員会は、第3条の(1)号、同(2)及び同(4)を審議する場合、1号委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 通常の研究科委員会は、1号委員及び2号委員の過半数の出席によって成立する。

3 公務による出張及び休職中の者は、構成員の定数から除外する。

(研究科委員会の議決)

第10条 審議事項の議決は、出席者の過半数の賛成により、賛否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第7条(1)号、同(2)号及び同(4)号については、1号委員出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科委員会の議事録)

第11条 研究科委員会は、会議の議事録を作成しなければならない。

2 議事録の作成は事務局において行う。

3 研究科長は、議事録を認証しなければならない。

附則 この規程は、令和3年4月1日より施行する。